

回 覧

平成26年11月28日

自治会長様

上石津地域事務所産業建設課長

藤井孝義

除雪についてお願い

平素より、道路行政には何かとご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も降雪の時期になってまいりました。除雪作業に伴い何かとご迷惑をお掛けしますが、生活道路の早期確保に全力を上げるため、次の事項にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 除雪に支障となる路上駐車をしないで下さい。

除雪作業の最大の障害は、路上駐停車です。狭い雪道ですので、路上駐停車は、絶対にやめて下さい。除雪車両が進めない場合は、除雪作業を取り止めます。又、路上占用物にも注意をして下さい。

2. 道路に雪を投げ出さないで下さい。

道路は人や車が安全に通る場所です。雪を道路に捨てないで下さい。交通に支障となるほか、スリップ事故等の原因にもなり、大変危険です。

3. 除雪車には近寄らないで下さい。

除雪作業中は危険です。除雪車が来たら、近寄らないで下さい。特に子供さんには家庭でよくご指導をお願い致します。

4. 夜間・早朝の除雪作業にご理解下さい。

朝の通勤、通学のため、夜間から早朝の除雪は絶対に必要です。除雪車両の音や振動が大きいので、ご理解願います。

5. 地域ぐるみで除雪を行いましょう。

除雪対策は、個人はもとより皆様の協力が必要です。1人1人の力は小さくても地域全体が、まとまり、協力すれば大きな原動力となり、雪害のないまちづくりができます。豪雪時には、皆様の積極的な参加とご協力をお願い致します。また、消火栓、防火水槽等の施設はいつでも使用できるよう配慮願います。

6. 除雪時に支障をきたす立竹木の伐採をお願いします。

竹木等の倒壊は交通及び除雪の障害になるので、事前に予想される箇所の立竹木等を伐採しておいて下さい。

7. 除雪車に後続する車輛は、車間距離を十分にとって下さい。

除雪作業中は、危険ですので、十分車間距離をとって、除雪が完了するまでお待ち下さい。

8. その他

凍結防止剤は、上石津地域事務所及び各支所に配置し、1回当たり5袋以下の配付とし、未使用時の管理等をお願いします。